

## 有料老人ホームⅡ

平成25年4月1日追加

- 1 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームであること。
- 2 当該有料老人ホームにかかる権利関係は、利用権方式又は賃貸借方式のものであること。
- 3 当該有料老人ホームの設置につき、県サービス付き高齢者向け住宅担当部局と事前協議が済んでおり、適切な施設の開設が確実であること。
- 4 当該有料老人ホームの立地について、市長が、都市計画及び福祉政策の観点から支障がない旨、確認したものであること。
- 5 申請地は、大規模指定既存集落として指定された指定既存集落内に存すること。  
ただし、当該指定既存集落の辺縁部の優良農地を含まない土地で、周辺の建築物及び土地利用の一体性を勘案して、申請地を含む短辺 100m、長辺 300mの矩形（矩形が当該指定集落にかかる場合。）の区域内に敷地がある場合は、当該指定既存集落内にあるものと同様に取り扱う。
- 6 当該有料老人ホームは、地域密着型サービス事業所（認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護及び介護老人福祉施設を除く）を併設すること。  
※併設可能な地域密着型サービス事業所  
介護保険法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同法同条第16項夜間対応型訪問介護、同法同条第17項認知症対応型通所介護、同法同条第18項小規模多機能型居宅介護、同法同条第22項複合型サービスを行う事業所
- 7 当該有料老人ホームの戸数は、大規模既存集落等指定一覧で示す集落毎に既存施設の戸数も含めて大規模指定既存集落の面積1haあたり1.7戸を上限とし、かつ一の開発における計画戸数は30戸以下であること。  
※ 既存施設の戸数は、大規模既存集落等指定一覧で示す集落毎に当該集落内で指定するすべての大規模指定既存集落に立地する既存有料老人ホーム（当該基準で示す有料老人ホームに限る。）の戸数と、その辺縁部に立地する既存有料老人ホームの戸数（当該基準で示す有料老人ホームに限る。）を合計した戸数とする。
- 8 予定建築物の容積率は100%以下であること。
- 9 予定建築物の高さは10m以下であること。